

特殊肥料の生産と販売の届出・表示について

1 肥料の定義と生産者の義務

■ 肥料の品質の確保等に関する法律で、次のものを「肥料」と定義しています。

- 1 植物の栄養とするため、土地に施用するもの
- 2 植物の栄養とするため、植物の葉などに施用するもの
- 3 植物の栽培に役立つよう、土壌に化学的変化をおこさせるため、土地に施用するもの

■ 肥料は「特殊肥料」と「普通肥料」に分類されます。

「特殊肥料」とは、「米ぬか」、「堆肥」、「動物の排せつ物」など安全性に問題がなく、農業者がその品質を経験と五感によってある程度判断できる単純な肥料のことです。この肥料は農林水産大臣が指定した肥料であり、生産・販売にあたっては県知事への「届出」が必要です。

※「普通肥料」とは、特殊肥料以外の肥料で、国の規格（公定規格）に適合している肥料のことです。その生産にあたっては農林水産大臣又は県知事の「登録」を受けなければなりません。詳細は、島根県農林水産部農畜産課へお問い合わせください。

2 各種届出書の提出

特殊肥料を生産し、他者に譲渡する場合は、有償、無償にかかわらず、肥料の品質の確保等に関する法律に基づいて、県知事へ届出を行わなければなりません。

なお、届出後に、届け出た事項に変更が生じた場合には変更届出を、一方、生産を廃止した場合は廃止届出を行います。いずれの届出も肥料の銘柄毎に届出が必要です。ただし、同時に複数の銘柄の肥料について届け出る場合は、届出書は1枚で構いません。銘柄数が多い場合は、別紙として一覧表を添付してください。

各届出様式は、島根県ホームページ (<https://www.pref.shimane.lg.jp/>) の「しごと・産業」→「農林業」→「生産振興」→「肥料の生産・販売」のサイトで公開しています。サイト内検索では、キーワードに「肥料」を入力して検索してください。

■ 提出締切・各種様式番号

	開 始	変 更	廃 止
生産	事業開始1週間前まで 様式第14号(イ)他	変更後2週間以内 様式第14号(ロ)他	廃止後2週間以内 様式第14号(ハ)
販売	販売開始後2週間以内 様式第15号(イ)他	変更後2週間以内 様式第15号(ロ)他	廃止後2週間以内 様式第15号(ハ)

■ 提出先

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地
島根県農林水産部農畜産課農畜政グループ 肥料担当あて
(TEL: 0852-22-5138(直通) FAX: 0852-22-6043)

3 特殊肥料の届出内容

(1) 新たに生産する場合

■ 提出するもの（肥料の銘柄毎に①～④各1部ずつ、ただし同時に複数の場合①と③は1部）

- ① 特殊肥料生産業者届出書（様式第14号(イ)）
- ② 生産工程の概要書（様式自由）
 - ・原料の種類、配合割合、生産手順等について詳しく記載すること
- ③ 届出者の住所、氏名（法人は所在地と名称）を確認できるもの
 - ・個人の場合は、住民票、運転免許証の写しなど
 - ・法人の場合は、登記事項証明書若しくはその写し又は定款の写し
 - ・しまね電子申請サービスによる届出の場合は不要

④ 分析成績書の写し

- ・「堆肥」及び「動物の排せつ物」のみ必要
- ・分析項目は、届け出る肥料の種類によって異なるため、以下の区分に従う

★豚ふんを原料とする場合

【窒素全量、りん酸全量、加里全量、炭素全量（炭素窒素比）、銅全量、亜鉛全量、▲石灰全量】

★鶏ふんを原料とする場合

【窒素全量、りん酸全量、加里全量、炭素全量（炭素窒素比）、亜鉛全量、▲石灰全量（採卵鶏は必須）】

★豚ふん、鶏ふん以外を原料とする場合（牛ふん等を原料とする場合）

【窒素全量、りん酸全量、加里全量、炭素全量（炭素窒素比）、▲石灰全量】

▲は、石灰を原料として使用している場合のみ、分析が必要です。

※その他特殊肥料の分析項目については、島根県農業技術センターまでお問い合わせください。

⑤ 肥料の見本 500g程度（「堆肥」及び「動物の排せつ物」のみ）

- ・島根県農業技術センター以外の機関で分析した場合のみ提出すること

■費用

届出の手数料は無料です

なお、分析にかかる費用は、分析機関へお問い合わせください

(2)届出事項に変更が生じた場合

■届出が必要な変更内容

- ① 氏名及び住所（法人にあっては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- ② 肥料の名称
- ③ 生産する事業場の名称及び所在地
- ④ 保管する施設の所在地

※ただし、次の場合は、変更ではなく、新規の取扱いとなるため、「特殊肥料生産事業廃止届出書」と「特殊肥料生産業者届出書」の提出が必要です。

- ① 相続に伴う代表者の変更
- ② 個人から法人へ変更するとき
- ③ 法人の合併が行われたとき
- ④ 営業権譲渡契約による営業譲渡

■提出するもの（①～②各1部）

- ① 特殊肥料生産業者届出事項変更届出書（様式第14号(ロ)）
- ② 変更内容を確認できるもの（「新たに生産する場合」の③と同じ）

(3)特殊肥料の生産をやめる（廃止する）場合

■提出するもの（1部）

- ・特殊肥料生産業者廃止届出書（様式第14号(ハ)）

4 肥料販売の届出内容

肥料を販売する場合は、販売業務の開始届出が必要です。この届出により、あらゆる肥料の販売が可能になります。

なお、特殊肥料を生産する者も、肥料を他者に販売・譲渡する場合は、販売業務の届出が必要です。また、届出後に、届け出た事項に変更が生じたり、廃止する場合も届出が必要です。

■提出するもの（各1部）

★販売を始めるとき

- ① 肥料販売業務開始届出書（様式第15号(イ)）
- ② 届出者の住所、氏名（法人は所在地と名称）を確認できるもの（「新たに生産する場合」の③と同じ）

★変更するとき

- ① 肥料販売業務開始届出事項変更届出書（様式第15号(ロ)）
- ② 変更内容を確認できるもの（「新たに生産する場合」の③と同じ）

★廃止するとき

- ① 肥料販売業務廃止届出書（様式第15号(ハ)）

5 特殊肥料の表示について

■「堆肥」と「動物の排せつ物」の場合

「堆肥」と「動物の排せつ物」については、品質表示の義務があります。
下記に留意して、適切な品質表示を行いましょう。

★表示様式

肥料の品質の確保等に関する法律に基づく表示		
肥料の名称	○○○○	※1
肥料の種類	堆肥	※2
届出をした都道府県	島根県 届出第○○号	※3
表示者の氏名又は名称及び住所	○○○○ 島根県○○市○○町○番地	
正味重量	20キログラム	※4
生産した年月	令和2年9月	※5
原料	牛ふん、もみがら	※6
備考	1, 2, 3, 4, 5	※7
主要な成分の含有量等(現物又は乾物当たりの別を記載)		
	窒素全量 (%)	※8
	りん酸全量 (%)	※8
	加里全量 (%)	※8
	銅全量 (mg/kg)	※9
	亜鉛全量 (mg/kg)	※10
	石灰全量 (%)	※11
	炭素窒素比 (C/N比)	※12
	水分含有量 (%)	※13

※フォントサイズ：8.0ポイント以上
フォント：指定なし

但し、重量が6kg以下の時は、適宜の大きさ、フォントサイズ制限なし

- ※1 届け出たとおりの名称を記載する。
※2 「動物の排せつ物」の場合は、「動物の排せつ物」と記載する。
※3 届出番号は、届出書の受理番号を記載
※4 キログラム単位で記載。同時に容量をリットル単位で併記することも可能。
※5 「令和2年9月」、「2.9」、「2020.9」のいずれかの書き方で表示。ここに記載が困難な場合は、「生産した年月」の欄に記載する場所を具体的に表示する。
※6 原料は一般的な名称を用いて、使用した原料の重量が重い順に記載。
※7 備考には、1. 生産に当たって使用した重量の大きい順である。2. この肥料には、動物由来たん白質が入っていますから、家畜等の口に入らない所で保管・使用してください。3. この肥料には、牛等由来たん白質が入っていますから、家畜等の口に入らない所で保管・使用し、家畜等に与えたり、牧草地に施用したりしないでください。

4. 腐熟を促進するため〇〇を使用したものである。5. 牛、めん羊、山羊及び鹿による摂取を防止するために〇〇〇を〇%使用したものである。等と該当する場合は記載する。

- ※8 窒素全量、りん酸全量、加里全量については、小数点以下第1位を%で単位で表示。現物当たりの含有量が、0.5%未満の場合は「0.5未満」と表示できる。
※9 銅全量は、整数で表示。豚ふんを使用し、現物1kg当たり300mg以上含有する場合に限り記載する。
※10 亜鉛全量は、整数で表示。豚ふん又は鶏ふんを使用し、現物1kg当たり900mg以上含有する場合に限り記載する。
※11 石灰全量は、小数点以下第1位までを%単位で表示。石灰（炭酸カルシウム等を含む飼料を給与した採鶏卵の糞を含む）を使用し、現物1kg当たり150g以上含有する場合に限り記載する。
※12 炭素窒素比は、整数で表示する。
※13 水分含有量は、小数点以下第1位までを%単位で表示。上記成分の含有量を乾物当たりで表示する場合に限り記載する。

★表示方法は、袋入りの場合、袋の外の見えやすい場所に直接印刷するか、はがれないよう貼付します。バラ売りの場合は、表示様式に記載した書面を販売先や譲渡先へ渡します。

★文字は、背景の色と対照的な色を用い、また、消費者に見やすい大きさと書体で記載しましょう。

★主要な成分の含有量等の表示値の誤算の許容範囲

項目	表示単位	誤差の許容範囲
窒素全量	%	表示値が3%以上の場合は、表示値のプラスマイナス10%、表示値が3%未満の場合は、プラスマイナス0.3%
りん酸全量	%	
加里全量	%	
銅全量	mg/kg	表示値のプラスマイナス30%
亜鉛全量	mg/kg	//
石灰全量	%	表示値のプラスマイナス10%
炭素窒素比	—	表示値のプラスマイナス30%
水分含有量	%	表示値のプラスマイナス10%

■「堆肥」と「動物の排せつ物」以外の特殊肥料の場合

具体的な表示方法は、島根県農林水産部農畜産課へ御相談ください。

6 特殊肥料についてのQ&A

Q1 届出なくても良い場合とは

- A1** ①全て自家消費する場合 ②肥料の原料として他者へ譲渡する場合 ③イベントなどで1回限りの生産・譲渡(販売を含む)の場合です。

Q2 特殊肥料の生産届出を行いました。届出後は、届出の更新や定期的な報告が必要ですか。

- A2** 届出後、届出事項(『①氏名及び住所(法人は名称、所在地)、②肥料の名称、③生産する事業場の名称及び所在地』)に変更が生じた場合及び肥料生産を廃止した場合は、変更や廃止した日から2週間以内に、所定の届出書の提出が必要です。

また、肥料生産に当たっては、生産する事業場ごとに帳簿を備え、肥料を生産した時は、「その名称及び数量」を毎日記載しなければいけません。また、肥料を販売した時は、「その名称、数量、年月日及び相手方の氏名又は名称」を記載しなければいけません。そして、その帳簿は2年間保管してください。

更に、届出者は、毎年、前年中に生産した肥料の種類別の数量を知事へ報告しなければいけません。県から、各届出者宛に報告用紙を送付しますので、必ず提出してください。

Q3 「堆肥」と「動物の排せつ物」の違いは何ですか

- A3** 「堆肥」とは、わら、もみがら、樹皮、動物の排せつ物、その他の動植物質の有機質物(汚泥及び魚介類の臓器を除く。)をたい積又は攪拌し、腐熟させたものを言います。発酵期間がないものや、乾燥させただけのもの、有機質物以外の原料を混ぜたものは、「堆肥」とは言いません。

「動物の排せつ物」とは、牛、豚、馬、鶏、うすら等の家畜や家さんのふんを集めたもの、又は、これらを天日又は火力乾燥したものをいい、腐熟していない乾燥牛ふんや乾燥鶏ふんなどが該当します。わらやもみがら等を混ぜたものは、「動物の排せつ物」とは言いません。

Q4 特殊肥料の主要な成分含有量は、時期によって変動するため、正確な表示が困難ですが、どうしたら良いですか

- A4** 主要な成分の含有量の表示については、成分毎に誤差の範囲が定められており、誤差の範囲内であれば、問題ありません。定期的に成分分析を行い、誤差の範囲内であることを確認されると良いでしょう。その場合、表示する成分含有量は、直近の分析値を記載することができます。

◆ 問い合わせ先

島根県農林水産部農畜産課農畜政グループ
〒690-8501 松江市殿町1番地
(TEL: 0852-22-5138 FAX: 0852-22-6043)
E-mail: nouchikusan@pref.shimane.lg.jp

◆ 県の分析機関

島根県農業技術センター資源環境研究部 土壌環境科
〒693-0035 出雲市芦渡町2440
(TEL: 0853-22-6641 FAX: 0853-21-8380)